

# 議第136号 呉市学校施設整備基金条例の制定について

## 1 基金の設置の趣旨

国庫補助の公立学校施設整備費補助金等（以下「補助金等」といいます。）の交付を受けて整備した学校教育施設の建物等を，国が定める処分制限期間内に補助金等の交付目的に反して使用し，譲渡し，又は貸し付けること等（以下「財産処分」といいます。）を行う場合には，補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第22条の規定により，文部科学大臣の承認が必要とされており，当該承認に際しては，原則として，財産処分に係る財産の残存価額に対する補助金等の相当額（以下「補助金等相当額」といいます。）を国庫に納付することとされています。

ただし，国庫補助事業完了後10年以上が経過した建物等を有償により財産処分をする場合，国庫に納付することとなる補助金等相当額以上の額を，地方公共団体が設置する学校の施設整備に要する経費に充てることを目的とした基金に積み立て，適切に運用するときは，当該承認に当たり，国庫納付を必要としないとされています。

この度，補助金等の交付を受けて整備した学校教育施設の建物を有償で譲渡したことから，補助金等相当額以上の額を学校の施設整備に要する経費として積み立てるため，基金を設置するものです。

## 2 財産処分の概要

譲渡の対象物である旧倉橋学校給食共同調理場は，昭和62年度に補助金等の交付を受けて建設しましたが，倉橋地区の小中学校の統廃合に伴い，当該調理場も音戸学校給食共同調理場に統合されたため，平成25年度末に廃止されました。

この度，旧倉橋学校給食共同調理場を譲渡するため一般競争入札を実施し，民間企業と売買契約を締結しました。

## 3 国の承認及び補助金等相当額の確定

令和2年8月31日付けで文部科学大臣から旧倉橋学校給食共同調理場の有償譲渡に係る承認を受けるとともに，補助金等相当額が1,159,713円に確定しました。

## 4 基金の用途

基金は，本市が設置する学校の校舎，体育館等の新築及び増築，老朽化に伴う既存建物の改修その他の施設整備に要する経費の財源とします。

## 5 施行期日

公布の日